

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の公布

平成26年8月20日、金融庁より、パブリックコメント<sup>1</sup>を経て、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下「改訂府令」という)が公布され、これに伴う関連ガイドラインの改正が行われるとともに、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(以下「金融庁の考え方」という)が公表された(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140820-1.html>)。

改訂府令では、主に、新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮、及び非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数に関する改正等が盛り込まれている。

改訂府令は、公表日付で公布・施行され、ガイドラインについても同日より適用される。ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令の「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」とするなどの所要の改正については、平成27年4月1日から施行される。

### 改訂府令等の主な内容

- **新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮**
  - ・ 新規上場時の企業負担の軽減を図るため、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年度分に短縮する。
- **非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数**
  - ・ 非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみでの記載で足りることとする。
- **IFRS等に準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法の設定**
  - ・ 有価証券の発行者が初めて提出する有価証券届出書等に含まれる指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表または米国式連結財務諸表の監査を実施した監査法人等が作成する監査報告書に比較情報に関する事項を記載する場合の記載事項を定める。

<sup>1</sup> 金融庁ウェブサイト<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140625-2.html>

### (1) 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

現在、企業が新規上場する場合には、一般に、当該企業の過去5事業年度分の財務諸表を記載した有価証券届出書を提出することが求められている。これについて、金融審議会による「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(2013年12月公表)<sup>2</sup>では、新規上場に伴う負担の軽減を図るという観点から、過去2事業年度分の財務諸表のみの記載に見直すことが適当であるとの提言がなされていた。

この提言を踏まえ、改正府令では、有価証券届出書に掲載される財務諸表の年数が過去5事業年度分から過去2事業年度分に短縮された(企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式第3部第1)。

また、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式の主要な経営指標等の推移において、連結については、最近2連結会計年度における主要な経営指標等の推移のみとされ、個別については、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度以外のものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができるなどの改正が行われている(企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式(記載上の注意)(11)a,b等)。

### (2) 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数

新規上場を行う特定会社が指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を有価証券届出書に記載する場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第7章(企業会計の基準の特例)の規定の適用を受けるため、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれる比較情報を除く旨の規定(企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式(記載上の注意)(60)aただし書かつこ書)が適用されないことから、比較情報を含む最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(すなわち、3期分の連結貸借対照表と3期分の連結損益計算書等)の記載が必要となる。

改正府令では、IFRSの任意適用に係る要件の緩和により、非上場会社であってもIFRSに準拠した財務諸表の作成が可能となったことを踏まえ、非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表掲げる場合には、(3)で説明する監査報告書に比較情報に関する事項を記載することにより、最近連結会計年度分のみの記載で足りる旨が規定されている。これにより、新規上場を行う特定会社がIFRSに基づいて作成した連結財務諸表を有価証券届出書に記載する場合には、比較情報を含む最近連結会計年度に係る財務諸表(すなわち、2期分の連結貸借対照表と2期分の連結損益計算書等)を記載すればよいこととなる。

2 金融庁ウェブサイト [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20131225-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html)

**(3)IFRS等に準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法の設定**

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(日本基準)に基づき新規上場を行う場合、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表には、比較情報は含まれず、それぞれ単年度のみを作成することとされている(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則附則第2項、第3項)。また最近事業年度(直前期)及びその直前事業年度(直前々期)が監査の対象とされ、直前期及び直前々期の連結財務諸表がそれぞれ監査対象となる(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条第4号)。

これに対して、企業がIFRSに基づき新規上場を行う場合には、(2)で記載のとおり、比較情報を含む最近2連結会計年度(すなわち、3期分の連結貸借対照表と3期分の連結損益計算書等)を記載することとなる(パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方((平成25年10月28日)No.12<sup>3</sup>)。また、当該比較情報を含む最近2連結会計年度が監査の対象とされ、最近事業年度(直前期)及びその直前事業年度(直前々期)に対して、監査報告書が添付が求められる。

今回の改正府令では、有価証券届出書等に含まれる連結財務諸表が、指定国際会計基準または米国会計基準で作成された場合には、現行の対応数値方式(※)による意見表明に加えて、比較財務諸表方式(※)による意見表明についても認めることとされた(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第2項)。

つまり、直前期については、直前期及び比較情報としての直前々期の数値に対して、1枚の監査報告書上で、それぞれ監査意見を表明することが認められた。この場合には、(2)で記載のとおり、比較情報を含む最近連結会計年度に係る財務諸表(すなわち、2期分の連結貸借対照表と2期分の連結損益計算書等)を記載すればよいこととなる。

**※比較情報に関する監査意見の表明方式**

対応数値方式	比較財務諸表方式
■ 財務諸表に対する監査意見は、 <u>当年度のみ</u> を対象として表明される。	■ 監査意見は財務諸表に表示された <u>各々の年度</u> を対象として表明される。

(出典：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」第3項)

なお、今回の改正府令において、会社が初めて提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表等に係る監査報告書の取扱いが新設されたことを受けて、日本公認会計士協会(JICPA)より、平成26年8月21日付で、所要の見直しが行われた監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」が公表された<sup>4</sup>。

3 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1/01.pdf>

4 日本公認会計士協会ウェブサイト [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/85\\_4.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/85_4.html)

#### (4) その他の改正

企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式、第4号の3様式等においては、平成25年9月に改正された企業結合に関する会計基準等を踏まえて、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に名称変更する等の改正が行われた。また臨時報告書のバスケット要件についても同様の改正が行われた（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号）。

### 公開草案からの変更点

#### ■ 新規上場時の有価証券届出書に四半期連結貸借対照表等を掲げた場合における、当該各期間に係る各四半期連結損益計算書等の開示（第2号の4様式の改正関係）

企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式においても、第2号様式記載上の注意(62)ただし書き等と同様、四半期連結貸借対照表（四半期貸借対照表）や中間連結貸借対照表（中間貸借対照表）を掲げた場合には、当該期間に係る各四半期連結損益計算書・中間連結損益計算書等の開示が必要である旨が明記された（企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式記載上の注意(13)、(14)、(15)、(18)、(19)、(20)、金融庁の考え方「開示府令 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮（第二号の四様式）」No.4）。

#### ■ 新規上場時の有価証券届出書提出会社が連結財務諸表を初めてIFRSにより作成した場合における日本基準による要約連結財務諸表の作成の記載の省略

新規上場時の有価証券届出書提出会社が連結財務諸表を初めてIFRSにより作成した場合は、日本基準による要約連結財務諸表を作成する必要性は低いと考えられるため、記載不要とされた（企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式（30）dただし書、金融庁の考え方「開示府令 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数（第二号様式、第二号の四様式、第四様式）」No.1）。

#### ■ 会社計算規則の規定に基づく数値記載をした場合の欄外注記（第3号様式）

企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式においても、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合、欄外注記として、その旨の他、「法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨」についても必要となる旨が明記された（企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式記載上の注意(5)c、金融庁の考え方「開示府令 その他」No.2）。

#### ■ 「主要な経営指標等の推移」に会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合の記載方法の有価証券報告書への準用

「主要な経営指標等の推移」の欄に会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合（改正府令の主な内容(1)参照）の記載方法を定める、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）5-36は、新規上場時の有価証券届出書の提出後に提出する企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式の有価証券報告書における主要な経営指標等の推移を記載する際にも準用されることが明記された（開示ガイドライン5-36、24-10、金融庁の考え方「監査証明府令 比較情報に係る意見表明の方法」No.1）。

## 公布・施行日

改正府令は、公表日付で公布・施行され、ガイドラインについても同日より適用される。

ただし、企業結合に関する会計基準等の改正に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令の「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」とするなどの所要の改正については、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

---

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..